

## 特定寄附金募集についての募金目論見書

公益社団法人日本バリュー・エンジニアリング協会  
会長 鈴木 佑 司

### 「V E の普及・発展のための事業国際化対応支援」寄附募集

1. 募集総額 : 300万円
2. 募集期間 : 2025年9月10日 ~ 2026年3月31日
3. 募集対象 : 支援に賛同する法人及び団体並びに個人  
(本会の会員であるか否かは問いません)
4. 募集理由 :

V E (Value Engineering) 創始国である米国の S A V E International (米国 V E 協会) は、「VMガイド: A Guide to the Value Methodology Body of Knowledge」を基本テキストに指定し、同協会が認定する C V S (Certified Value Specialist) 認定試験でも同書にもとづく学習が義務づけられています。

日本においては、国情に合わせた独自の V E 研究と普及・発展を進めてきた長年の実績があり、C V S 試験の実施については、米国 V E 協会承認のもとに日本独自の運用を行って参りました。

しかし、企業活動の国際化と共に、国境を超えた協働、共創が進む中、V E に関する情報ネットワークも国際化が進み、ローカルスタンダードの存在が情報共有の障害になり始めています。このような状況を背景として、米国 V E 協会は、米国以外の国においても米国と同様の基準に基づく試験の実施・運用を強く求め始めています。

これに対応するためには、米国が指定する基本テキスト「VMガイド」ほか V E 教材の翻訳が急務となりますが、特殊領域で専門用語も多用されていることから、専門家の関与と確認が必須となります。

また、米国のマイルズ・バリュー財団からは、V E 先進国である日本と連携して V E の教育プラットフォームを構築したいとの申し出がありました。V E に関する国際的な情報交流や教育の輪が広がりを見せる中、C V S 試験受験者に限らず、国際レベルの V E を学び、交流する機会を提供することは大変意義のあることと考えられます。

つきましては、こうした国際化対応事業の拡大を円滑に進めるために、寄附金募集について広く皆様のご理解とご支援を賜りたくお願い申し上げます。

5. 資金使途 : 当該事業費（事業内管理費を含む）に充当させていただきます。
6. 申込方法 : 募集特定寄附金申込書に必要事項をご記入のうえ、郵便または電子メールで本会の事務局にお送り願います。寄附金額は任意ですが、企業または団体の場合は5～10万円、個人の場合は1～5万円を目安とさせていただきます。
7. 振込先 : 次のいずれかの銀行口座とさせていただきます。

① みずほ銀行	自由が丘支店	当座No.17909
② 三井住友銀行	自由が丘支店	当座No.1202228
③ 三菱東京UFJ銀行	自由が丘駅前支店	当座No.9001770

※ いずれも口座名義は「公益社団法人日本バリュー・エンジニアリング協会」です。  
 ※ 振込手数料は、寄附者の方のご負担でお願いします。

8. 氏名の公表 : 寄附者の法人名又は団体、もしくは個人名は、本会のホームページなどで公表させていただきます（匿名でも可能ですので、ご希望の場合はお申し出をお願いします）。
9. 寄附金控除 :

(1) 法人の場合

① 法人税上の優遇措置（法人税法施行令第77条第1項第3号）

一般寄附金の損金算入限度額と別枠の、公益法人への寄附金の特別損金算入限度額も設けられております。

- |   |
|---|
| <p>(1) 公益法人への寄附金の特別損金算入限度額<br/> <math>(\text{所得金額} \times 6.25\% + \text{資本金等の額} \times 0.375\%) \times 1/2</math><br/>           ※ 上記の限度額を超えた分は、次の限度額への算入が可能。</p> <p>(2) 一般寄附金の損金算入限度額<br/> <math>(\text{所得金額} \times 2.5\% + \text{資本金等の額} \times 0.25\%) \times 1/4</math></p> |
|---|

この優遇措置を受けたい場合は、寄附をした日を含む事業年度の確定申告書に寄附金の損金算入に関する明細書を添付してご提出ください。

(2) 個人の場合

① 所得税上の優遇措置（所得税法施行令第217条第1項第3号）

所得控除か税額控除のいずれか有利な方を、ご自身で選ぶことができます。

(1) 所得控除 : 次の金額が、寄附した年の課税所得金額から控除されます。

$$\text{控除額} = \text{寄附金額}^{\ast 1} - 2,000\text{円}$$

$\ast 1$  総所得金額等の40%相当額が限度。

※ この控除を受けたい場合は確定申告をし、本会発行の領収書をご提示又はご提出ください。年末調整でこの控除を受けることはできないので、ご注意ください。

(2) 税額控除：次の金額が寄附した年の所得税額から控除されます。

$$\text{控除額}^{\ast 1} = (\text{寄附金額}^{\ast 2} - 2,000\text{円}) \times 40\%$$

※<sup>1</sup> 所得税額の25%相当額が限度。

※<sup>2</sup> 総所得金額等の40%相当額が限度。

※ この控除を受けたい場合は確定申告をし、本会発行の領収書と税額控除に係る証明書の写しをご提出ください。年末調整でこの控除を受けることはできないので、ご注意ください。

② 個人住民税上の優遇措置（各都道府県・市区町村が定めた条例による）

寄附した翌年の1月1日現在、東京都にお住まいの方は次の(1)、世田谷区にお住まいの方は次の(3)の金額が個人住民税の額から控除されます。

(1) 都道府県が条例指定：(寄附金額<sup>※1</sup> - 2,000円) × 4%

(2) 市区町村が条例指定：(寄附金額<sup>※1</sup> - 2,000円) × 6%

(3) (1)及び(2)が重複指定：(寄附金額<sup>※1</sup> - 2,000円) × 10%

※<sup>1</sup> 総所得金額等の30%相当額が限度。

この控除は、所得税の確定申告の際に、併せて申告できます。

また、本年6月4日時点で、次の都道府県・市区町村も本会への寄附金を条例で税額控除の対象に指定しております。

	都道府県民税 (○印が指定)	市町村民税 (下記市町村が指定)
北海道		札幌市、千歳市、中川町、利尻富士町
岩手県		盛岡市
秋田県		美郷町
宮城県		仙台市
山形県		新庄市、大石田町、金山町、真室川町、最上町、戸沢村
福島県		檜葉町、磐梯町、矢祭町、葛尾村、川内村、鮫川村、天栄村
栃木県		壬生町
群馬県		中之条町
埼玉県	○	朝霞市、行田市、加須市、久喜市、熊谷市、さいたま市、幸手市、白岡市、戸田市、新座市、蓮田市、羽生市、深谷市、富士見市、八潮市、吉川市、和光市、蕨市、小川町、越生町、川島町、杉戸町、ときがわ町、滑川町、美里町、宮代町、三芳町、松伏町、嵐山町、寄居町
東京都	○	港区、三鷹市、武蔵野市
神奈川県	○	厚木市、海老名市、小田原市、鎌倉市、相模原市、逗子市、秦野市、平塚市、南足柄市、横浜市、松田町
長野県		小川村、南相木村
大阪府		茨木市、寝屋川市
兵庫県		多可町
岡山県	○	岡山市
広島県		広島市
山口県		平生町、和木町
高知県		宿毛市
福岡県		北九州市
長崎県		小値賀町
熊本県		津奈木町、球磨村、五木村

上記以外にお住まいの方は、本会への寄附金が条例でこの税額控除の対象に指定されているかどうかをお住まいの都道府県・市区町村にご確認ください。

◆ お問い合わせ先：公益社団法人日本バリュー・エンジニアリング協会 事務局

TEL. 03-5430-4488 FAX. 03-5430-4431 E-mail: [info@sjve.org](mailto:info@sjve.org)